

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は迅速かつ確かな経営判断や業務執行を行うことができる自立した人材を育成することが、急速に変化する事業環境の中で、当社が中長期的な成長をするための必須条件であると考えております。このような企業文化において、大幅な権限移譲により行われる業務執行を監督し、経営の効率性、透明性、健全性及び遵法性の確保を図ることで、お客様、株主、従業員、取引先、その他地域の方々等、当社が重要と位置付けている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として、企業価値の継続的な向上と社会から信頼を獲得していくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であり、

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき、記載しています。(2022年4月4日以降適用となるプライム市場向けの原則を含みます。)

#### 【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム、招集通知の英訳】

当社は、インターネットによる議決権の行使を採用しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用については、プライム上場企業は利用可能とすべきという趣旨に鑑み、導入に向け検討してまいります。なお、英文開示につきましては2021年12月定時株主総会から対応いたしております。

#### 【補充原則1-2-5 実質株主との対話】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上の株主が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質疑を行うことは現状では認めておりません。ただし、今後、必要に応じて信託銀行等と協議し、検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等】

当社は、とらぶく専門店・鮮魚・寿司業態を営む企業グループであり、海洋資源の保護・維持の重要性を理解しております。今後も本マグロ養殖技術やとらぶく養殖技術によって、海洋資源を維持するだけでなく育てる取り組みを強化し、環境への配慮と経済成長の両面からSDGsへの取り組みを推進してまいります。当社の成長戦略の根幹として以前から取り組んできた、環境に配慮した養殖への取り組み、及びグループ内生産・グループ内消費による資源の有効活用は、当社が目指すSDGsの目的と合致するものと考えております。

#### 【(人的資本・知的財産への投資等)】

当社は、所属、年齢、性別、国籍、キャリアを問わず、さまざまな価値観や働き方を受容しております。また、一定の要件を満たした者に、調理師免許、ふく調理師免許の取得支援をするなど、従業員全体のレベルアップにも積極的に取り組んでおります。

#### 【TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示】

2021年11月に金融安定理事会(FSB)によって設立されたTCFD提言への賛同表明、気候関連財務情報の開示につきましては、今後検討してまいります。

#### 【補充原則4-1-3 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画の策定・運用・監督】

当社は、現時点において最高経営責任者の後継者に関する具体的な計画は策定しておりません。後継者はこれまでの実績や能力、人格等を考慮し選定する方針ですが、後継者候補の育成については計画の策定も含め指名・報酬委員会等にて実施を検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体としての多様性】

当社の取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現及び重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、多様な知見と経験を有する取締役にて構成しております。取締役候補者の指名については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点により、代表取締役が候補者を推薦し、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、スキル・マトリックスにつきましては、今後、適切な形で開示する予定であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では、現時点で政策保有株式としての上場株式を保有しておりませんが、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の観点から保有する銘柄を総合的に勘案し、政策的に必要と判断する株式については、保有していく方針です。また、政策保有株式に係る議決権行使は発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、当社の持続的な成長と経営戦略実現に資するものであるかを個別に判断し、適切に行う方針です。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引を行う場合には、第三者との取引を勘案した適切な取引条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会・監査役会において審議の上、決定することとしております。また、同取引については、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、開示しております。

#### 【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、人材の多様性を確保するため、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用を推進していくことは重要な課題であると認識しております。

当社は外食店舗を多数展開しており、お客様からは丁寧な接客が求められています。来日外国人に対しても日本の食文化やおもてなしの本質を理解している人材の評価が高く、71店舗のうち現在12店で女性の店長が活躍しており、店舗サービスの創造的展開に大きく寄与しております。現在の女性店長比率は16%ですが、3年後には目標値として30%を目指します。

また、海外事業において1名の外国人がマネジメントの中心的役割を担っていますが、今後さらに海外展開を推進する中、現地でのマネジメント層の人材確保がカギになると認識しております。現在、目標値を定めてはおりません。

当社では管理本部の総ての管理職が専門的な知識と経験を有したキャリア入社です。営業においても外部からの管理職登用を進めています。事業の6次化を推進する中、専門的なスキル、経験を有する人材の確保に努めるなど、主要な管理職ポストで多くの人材が活躍中です。

#### 【原則2-6 アセットオーナーとしての機能強化】

当社はコードが想定している企業年金制度は導入しておりません。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念につきましては、これを役員・従業員全員が共有しており、実践することを目指しております。当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たったの方針と手続

取締役の報酬案は、株主総会で承認を得た限度額内で、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において報酬額を決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たったの方針と手続

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、その能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断した上で代表取締役社長が提案し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会で決議を行います。

なお、取締役が業績等の評価を踏まえ、その機能を発揮していないと認められる場合、または法令、定款、社内規定に違反した行為があった場合には、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において解任の審議を行うことができるものとしています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知に候補者の個々の選任・解任理由について公表いたします。

#### 【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、「取締役会規程」を定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、各事業部門の業績進捗状況等の監督を行うとともに、経営の基本方針や業務遂行上の重要事項等の意思決定機関として、決議または承認を行っております。また、取締役会での決定事項の業務遂行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努めております。

#### 【補充原則4-3-2 CEOの選任手続き】

当社では、CEOの選任に際しては、事前に指名・報酬委員会にその原案を説明し、その助言を受けたうえで、指名・報酬委員会にて承認し、これを取締役に上程いたします。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は取締役8名のうち2名の独立社外取締役を選任しております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任において、特に企業経営に係る豊富な経験及び知見等を有しており、当社の経営全般に対する助言によりコーポレートガバナンス強化に寄与することが期待できることを重視しております。

また、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を独立社外取締役の候補者に選定しております。

#### 【補充原則4-10-1 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による適切な関与・助言】

当社は、社外取締役を委員長とし、社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を有しており、役員の実務実施に関する監督、選解任、各役員の業績算定、報酬額の算定などを行っており、適宜、取締役会への助言も行っております。

#### 【補充原則4-11-2 役員の兼任状況】

当社では、取締役及び監査役並びにその候補者についての重要な兼職や他の法人等における兼務の状況につきましては、株主招集通知、有価証券報告書等で毎年開示を行っております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社の取締役会は、十分な知識・経験・能力を備えた者で構成され、社外取締役・社外監査役は、社外の立場・専門的な知見から質問・助言を行うなど期待する監督・監査機能を果たしており、取締役の実効性は確保されていると自己評価しております。しかしながら、今後は、より客観的視点も重要視し、取締役会全体の実効性の分析・評価を行う手法及びその結果の概要の開示を含めて検討してまいります。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】

取締役・監査役は、能力・経験・知識が職務遂行に相応しいと判断したうえで指名し株主総会の承認を得て選任されています。また、外部の研修・セミナーを活用し、取締役・監査役として必要な知識の習得、および役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、常務取締役管理本部長がIR担当責任を担うとともに、管理本部をIR担当部署として対応しております。その一環として、「決算説明会」を定期決算発表後、定期的に開催するとともに、当社ホームページ上のIR専門サイトを設けて、決算情報や重要な経営情報を適時適切に開示したり、個別の電話や電子メールでの問い合わせ等にも対応しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、成長への投資と安定した株主還元を両立し、持続的な株主価値向上に努めることを資本政策の基本的な方針としております。当社は、中長期経営計画を策定し、経営や事業に関する戦略を定め、投資家説明会を開催するとともに、ホームページ上にその資料を公開することにより、株主への理解が促進されるように努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社なにわ	3,050,000	33.96
坂本 大地	1,492,000	16.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,080	4.01
良川 忠必	89,500	0.99
東京一番フーズ従業員持株会	86,800	0.96
アサヒビール株式会社	78,500	0.87
坂本 洋平	72,500	0.80
恵本 正志	37,700	0.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	34,900	0.38
井上 和則	32,000	0.35

支配株主(親会社を除く)の有無	坂本 大地
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

「大株主の状況」は、2022年9月30日現在の状況です。  
 上記の他、当社所有の自己株式が87,607株(0.97%)あります。  
 また、株式会社なにわは当社代表取締役社長坂本大地の資産管理会社であることから親会社等には該当しないものと判断しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	東京 プライム
決算期	9月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である坂本大地及び同氏が議決権の過半数を自己の計算において所有している株式会社なにはわは、合わせて当社の議決権の過半数を所有しております。

現在、当社と坂本大地及び株式会社なにはわとの間に取引関係はありません。今後、当社と坂本大地との間において取引を行う場合につきましては、第三者との取引を勘案した適切な取引条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会・監査役会において審議の上、決定することとしております。なお、当社の取締役会につきましては、社外取締役を選任していることなどから、経営判断の独立性は確保されております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
河原 庸仁	他の会社の出身者													
村上 徹	他の会社の出身者													
前田 豊司	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河原 庸仁		河原氏は株式会社T&K Management systemsの代表取締役を務めており、同社と当社は河原氏が当社取締役に就任する前から継続的にコンサルティング取引を行っております。	経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、経営を監督していただくとともに、当社の経営全般の助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与することを期待し、社外取締役としての職務を執行するに相応しい人物として選任しております。 当社は、社外取締役との取引については、必要性等を慎重に検討し独立性を十分に確保できる範囲のみに限定する方針であります。株式会社T&K Management systemsとの取引は社外取締役就任前から従業員教育の一環として行っているものであり、取引金額も関連当事者取引としての開示を要さない水準であることから、重要性がないと判断しております。 したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
村上 徹		村上公認会計士事務所代表(現任) 株式会社村上コンサルティング代表取締役(現任)	公認会計士ならびに税理士としての専門知識・豊富な経験に基づく見地から社外取締役として当社の経営全般に対する指導を期待して社外取締役として選任しております。 また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
前田 豊司		株式会社アイロムグループ社外取締役(現任)	長年にわたり、証券会社幹部として、また、IR会社代表取締役として従事された経験から、当社のコーポレートガバナンス体制の強化、その他当社の経営全般に対する指導を期待して社外取締役として選任しております。 また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の人事・報酬および後継者育成計画の決定に関する取締役会の透明性、客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役との連携は、1年に2回、常勤監査役と事前に重点チェック項目を設定し、店舗業務監査に同行し、店舗の課題を共有しております。また、内部監査室は、6か月毎に監査役会で店舗及び管理部門の監査結果及びリスク管理の状況について報告し、助言を受けるほか、内部統制監査、店舗の往査状況及び潜在的な課題について、監査役会に報告し、意見交換を行っております。内部監査室と会計監査人との連携は、主に内部統制監査の四半期毎の往査時に現状及び潜在的な課題について意見交換しており、必要に応じて、リスクコントロールマネジメントを改善しております。監査役と会計監査人との連携は、当社の現状及び潜在的な課題について報告を受ける他、必要に応じて適宜コミュニケーションを図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水 健一	他の会社の出身者													
福間 智人	弁護士													
松田 賢一郎	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 健一		清水氏は2011年まで当社の取引先である日興証券株式会社(現、SMBC日興証券株式会社)の業務執行者でありました。	2014年12月から2015年12月までに従事していた当社の顧問としての実績や、長年にわたり証券会社幹部として従事された経験を活かし、コーポレートアクションの妥当性の検証、また取締役会の意思決定の妥当性・適正性の検証を適切に遂行いただけることを期待し、社外監査役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性の要件をみだし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

福間 智人	福間智人法律事務所代表(現任)	弁護士として卓越した法律知識と業務経験を有し、かつ、企業経営の実務にも精通していることから、これらを当社の経営全般の監視に活かして頂くためです。 また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
松田 賢一郎	公認会計士松田賢一郎事務所代表(現任)	2006年3月から2012年12月まで当社の社外監査役を歴任されたこと、また、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識・豊富な経験に基づく見地から、社外監査役として選任しております。 また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格をみたまず社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、経営に携わった当社及び当社子会社の取締役及び業績に寄与した従業員・社外協力者に対して、業績向上や企業価値を増大させるためのインセンティブを与えることを目的として、導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役、従業員及び社外協力者に対して会社への功績を考慮してストックオプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役・監査役・社外役員に区分した報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション)の総額を開示しています。

(1)2021年9月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

役員区分/支給員数/報酬等の総額/基本報酬/ストックオプション

取締役(社外取締役を除く)/4名/60,546千円/56,960千円/7,148千円

社外役員/6名/29,558千円/29,000千円/558千円

(注) 1 取締役の報酬限度額は、2005年12月開催の第7回定時株主総会において年額200百万円以内とすることが決議されております。

(注) 2 監査役の報酬限度額は、2005年12月開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内とすることが決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬限度額は、2005年12月開催の第7回定時株主総会において年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、同株主総会において、年額30百万円と決議しております。上記報酬の額には、ストック・オプションに係る報酬を含んでおります。

また、取締役の個人別の報酬額の内容に係る決定方針については、2021年10月26日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

役員報酬の内容の決定に関する方針等

イ 基本方針

取締役の報酬の決定に際しては、当社グループの中長期的な企業価値増大に貢献し、株主利益の増大に貢献できる人材を確保・維持するため、当社の経営環境、他社の水準をも考慮しながら、総合的に勘案するものとします。

ロ 取締役の個人別の報酬等又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、「固定報酬」のほか、中長期的なインセンティブの付与と株主価値向上への責任を明確にする観点からストック・オプションなどの「業績連動型株式報酬」とで構成しております。「業績連動型株式報酬」については、株主価値向上の実現に対する各取締役へのインセンティブであり、行使価格条件、業績条件など、株主価値向上のための一定の条件を上回らなければ、行使できない制約を設けています。本制度の導入の理由は、当社の取締役が、当社の業績や株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値増大への貢献に対する意欲や士気を一層高めるためであり、その達成度合の対価として当社取締役に対して、付与するものであります。

ハ 取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や、関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し、報酬委員会において決定しますが、その割合は、各取締役の職責の範囲、業績への貢献度、及び当社業績や経済情勢に応じて決定されるため、その割合は毎年変動するものであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役

社外取締役が取締役の業務執行を適切に監督できるよう、管理部門にて、社外取締役に対して会議議案の事前説明、各種情報提供など、必要なサポートを行っております。

社外監査役

内部監査室及び管理部門にて、社外監査役に対して会議議案の事前説明、各種情報提供など、必要なサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、8名で構成しており、月1回の定時取締役会のほか適宜臨時取締役会を開催しております。

また、当社は定められた業務規程、細則、マニュアルに則って業務を執行しております。各業務執行においては職務権限規程を設けており、重要性のある案件については取締役会の承認を得て執り行う体制となっております。

また、経営に関する重要事項については、「経営協議会」を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議・報告を行う体制となっております。

取締役7名のうち3名は社外取締役を選任することで、意思決定の透明性の向上を図っております。

当社の監査役会は、3名で構成しており、月1回の定時監査役会を開催しております。

監査役会は監査役の監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室・会計監査人・社外取締役と連携し、随時監査についての報告を求め、また情報や意見を交換しております。

監査役は取締役会及び必要に応じてその他の社内会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類の閲覧をし、取締役の業務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。監査役3名全員が社外監査役であり、監査役の松田賢一郎は公認会計士として財務・経理の知見を有しており、監査役の機能強化を図っております。

経営協議会は、取締役、監査役および執行役員を構成メンバーとして、原則として月1回開催しております。

当社は、業務執行機能の強化を目的に、執行役員制度を導入しております。

内部監査体制につきましては、独立した監査部門として内部監査室を設置することで、内部牽制機能の強化を図っております。

会計監査業務につきましては、赤坂有限責任監査法人に所属する公認会計士が執行しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速な意思決定とコンプライアンスを重視したガバナンス体制の構築のため、業務に精通した取締役・執行役員による業務執行を取締役会が監督し、監査役会・監査役が監査する監査役会設置会社形態を採用しております。

あわせて、対外説明責任、経営全般への助言、業務執行に対する牽制等の観点から社外取締役及び社外監査役を任用し、経営監督機能を強化しております。



このようなコーポレート・ガバナンス体制を構築することにより、透明性が高く、妥当かつ迅速な意思決定を可能とする経営の実現を目指しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集通知を発送する1日前に、株主総会招集通知PDFを当社ホームページにて公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であり、定時株主総会は毎年12月に開催していることから、集中日に当たらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年12月開催の定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	2023年12月開催の定時株主総会から、東京証券取引所および当社ホームページにて招集通知(要約)を英文で開示を予定しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、通期決算発表後に決算内容および今後の当社の方向性を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ <a href="https://www.tokyo-ichiban-foods.co.jp/ir/index.html">https://www.tokyo-ichiban-foods.co.jp/ir/index.html</a> にて決算短信・適時開示資料・IRニュースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当者は、常務取締役の掛川洋一であり、管理部門を管掌しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は透明性のある情報開示をして、適法かつ適正な経営状況をステークホルダーの皆さまに適時開示しております。
その他	当社は、適法かつ適正な経営体制を推進するために、内部統制システムに関する基本方針を始めとして、リスク管理規程、危機管理規程、内部者取引防止規程等の規程を整備しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

現在は業務の透明性・遵法性を確保するために以下の通り基本方針を定め、内部統制システム整備に努めております。

<基本方針>

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催する。
  - ・「取締役会規程」において、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。

・監査役は原則取締役会に出席し、取締役の業務執行状況について監視を行う。  
・社長直轄の内部監査室を設け、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。  
・社会規範・業務規範・社内規範等、広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、社内に「懲罰委員会」を設置し、使命感・倫理観の向上を図るとともにコンプライアンス体制を確立する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。  
・取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理に係る規程を制定し、取締役を含めた各部門長で構成する「リスク管理委員会」を年2回開催し、徹底したリスクの洗い出しを行う。  
・内部監査部門は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、監査役会及び取締役会に報告する。  
・リスクが顕在化した場合には、「対応マニュアル」に基づき、迅速且つ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営に関する重要事項については、「経営協議会」を毎月定期的で開催し、取締役会付議事項の事前審議・報告を行う。  
・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する統制体制を整備するものとするとともに、業務活動における支援を行う。  
・子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。  
・子会社の代表は、定期的の子会社の運営状況について当社に報告を行う。  
・当社内部監査室は、必要に応じて会計監査及び業務監査を実施する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、これを置くこととする。

#### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・補助の使用人を置く場合には当該使用人は監査役会の直属の指揮命令下に配置し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定する。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布及びに詳細な説明を受ける。  
・取締役及び使用人は、当社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。  
・監査役は、内部監査室より、内部監査状況について報告を受ける。

#### 9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図る。  
・監査役会は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を行う。

#### 10. 反社会的勢力排除のための体制

・社員に対し行っている研修において、反社会的勢力および団体への対応のあり方を指導する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける方針・基準等については、「企業行動規範」において「当社グループは社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求にも毅然とした態度で対処し、当該勢力及び当該勢力と関係のある取引先との取引や利益供与は、いかなる理由をもってしても絶対に行わない」と定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。また、適宜外部の講師を招き、全ての役員、従業員を対象に勉強会を開催するなど、反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスク管理委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は人事総務部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備、活用しております。

外部組織との連携に関しては、当社における不当要求防止責任者を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制が構築されております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。

当社は、業務の特性から、法的規制リスクや主要食材である国産とらふぐの仕入リスクが大きく影響することが予想されるため、その関連情報の収集、分析等の対応を図っております。例えば、店舗にてリスク要因のある問題が生じた場合には、店舗責任者から上長であるエリアマネージャー・営業部長・営業本部長に報告がなされ、営業本部長が情報取扱責任者を含めた管理部門に報告することとしております。管理部門においては、情報取扱責任者である常務取締役管理本部長が収集し、情報の質的な影響度及び業績に与える影響を検討し、必要に応じて弁護士・監査法人の所見を収集します。

その後検討の結果、公表すべきと判断した場合には、所定の手続きを経たうえで、公表すべき情報を適時に公表することとしております。

また、社員に対する周知・啓蒙に関しては、経営者のディスクロージャーへの取組み方針や、開示情報の項目等について、インサイダー取引防止策とともに、日常の社長訓示、役職別研修会などにより随時教育しております。

